

○「介護職員相談窓口設置業務」に関する問合せと回答

	問合せ	回答
1	基本仕様書4(留意事項)に「夜間または土日における電話相談対応日の設定や…」とありますが、仮に夜間の設定をした場合、短時間(例えば18時から21時の3時間程度)でも1回の開催と数えてよろしいでしょうか。	基本仕様書4(留意事項)“その他、夜間または土日における電話相談の対応日の設定や、メールによる相談対応、介護職員同士で悩みを共有し、精神的な負担を和らげるための場(サロン)の提供など、効果的な相談対応方法を提案し、実施すること。”については、4(2)ア〜ウとは別で、ご提案ください。
2	基本仕様書4(2)アに「対応日:平日3回以上」とありますが、予定していた日時に相談員の方が急遽対応できなくなった場合、ホームページでお知らせしたうえで、近日中に振替日を設定して開催する事は可能でしょうか。	基本仕様書4(3)相談体制において、“原則前月までにシフト表を作成し、乙が運営するHP等において広く一般に公開すること。”としており、公開している予定のとおりを実施する必要がありますので、まずは、代替で対応できる相談員を調整していただくこととなります。調整できない等、基本仕様書に定める実施が難しい場合は、発生した時点で、基本仕様書5(1)〜(3)に基づいて、対応していただきます。
3	基本仕様書5(6)に「本業務に係るWebページ等を作成する際、愛知県の公式サイトの子ドメインを使用すること」とありますが、このWebページの作成はいつまでに作成という期限はありますか。	契約日は令和7年4月1日となりますので、契約後、速やかに、愛知県の公式サイトの子ドメインを使用するWebページを作成してください。愛知県において、子ドメイン利用申請が必要となりますので、その手順に沿って対応していただくこととなります。